

英国知的財産庁、知財犯罪の年次報告書を公表

2012年7月18日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、7月16日、知的財産犯罪の年次報告書 2011-2012（Annual IP Crime Report 2011-2012）を公表した。この報告書は、産業界、政府部局及びエンフォースメント機関によって2004年に設立された「国家知財犯罪対策グループ（National IP Crime Group）」が、関係者の協力も得ながら取りまとめたもので、知財犯罪に対処する取組や活動の概要が幅広く記載されている。

本報告書では、知財犯罪の状況を以下のように解説している。

- ・ 模倣品・海賊版防止ビジネス活動（Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy; BASCAP）の推計によれば、知財犯罪により、英国の税収と福祉支出の損失は約5億ユーロに達し、短期的には年間約1万5千人の失業者をもたらしている。
- ・ 知財犯罪の活動の主なものは依然として偽造品の製造であり、衣類、たばこ、DVD、アルコールおよび履物が最もよく見られる模倣品である。しかし、デジタル・コンテンツおよびサービスの普及に対応して、デジタル犯罪が増加している。
- ・ おもちゃ、電池、化粧品および電気製品のような危険性の高い偽造品により、消費者が危険にさらされている。
- ・ 昨年公表された知財犯罪戦略を通じた戦略的なエンフォースメントや、各地の取引標準局（local trading standards）、英国歳入関税庁（HM Revenue and Customs）、英国国境庁（UK Border Force）等の主要な機関の協力の効果が出てきている。

また、政府、産業界およびエンフォースメント機関が協力して行った対策により成果を上げた例として、以下の事例が挙げられている。

- ・ 英国歳入関税庁（HM Revenue and Customs）および英国国境庁（UK Border Force）が、英国に流入する模倣品を差し止めた額は、7千万ポンドに達した。
- ・ ある捜索で、取引標準局（trading standards）が150万ポンド以上の偽ブランドのゴルフ用品およびコンピューター付属品を押収した。これにより、犯罪者が700万ポンドの利益を上げることを防ぎ、マネーロンダリングと詐欺の罪で6名が有罪となった。
- ・ 模倣品と無許可医薬品のオンライン取引を行った者が有罪となり、犯罪の利益から1440万ポンドを返金するように刑事法院に命ぜられた。この事件は、北西地域資産回復チーム（North West Regional Recovery Team）の協力を得た、英国医薬品庁（Medicines and Healthcare products Regulatory Agency; MHRA）によるもので、模倣医薬品の押収命令と

して最大のものとなった。

さらに、模倣品を販売する経路として、インターネットとソーシャル・メディア・ネットワークがますます犯罪に用いられている中、産業界の対応例として以下の事例が挙げられている。

- ・ 出版者協会（Publishers Association）は、ウェブサイト上の著作権侵害物に対して、20万回以上の著作権侵害通告（takedown notice）を行った。
- ・ 英国録音音楽産業会（British Recorded Music Industry; BPI）は、400万を超える違法なデジタル音楽ファイルを特定し、削除した。

－ UKIPO のプレスリリースは、以下参照 －

[Better coordination is tackling the rise in IP Crime](#)

－ 報告書の全文は、以下参照 －

[Annual IP Crime Report 2011-2012 \(PDF\)](#)

－ 英国の知財犯罪戦略に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[英国知的財産庁、知財犯罪戦略 2011 を公表（2011年8月11日）\(PDF\)](#)

(以上)